

経営者保証に関する ガイドラインのポイント

Q&A

Q①～④
新渡戸 信

ここでは、2月から適用が始まった「経営者保証に関するガイドライン」の主なポイントをQ&A形式で解説する。

Q1

**適用対象となるのは
どんな企業？
どんな経営者？**



経 営者保証に関するガイドライン（以下、ガイドライン）の適用対象となる企業は、主として中小企業・小規模事業者である。

ただし、必ずしも中小企業基本法に定める中小企業者、小規模事業者に該当する法人に限定しておらず、その範囲を超える企業も対象になり、個人事業主も対象に含まれる。

一般に大企業（公開企業）においては、適切な企業情報の開示を前提とした市場（株主）のガバナンスに規律付けされており、かつ財務基盤も強固であることから、個人保証を求められないケースが多い。

逆にいえば、大企業、中堅企業であって中小企業基本法に定める中小企業の範囲を超えていたとしても、業務、経理、資産所有等に関する企業と経営者等の関係が明確に区分されておらず、実質的に一体になっている場合は、ガイドラインの適用対象となり得ると考えられる。

**事業に従事する配偶者も
経営者に含まれる**

また、経営者とは通常、中小企

Q2

**すでに保証契約を
締結している先にも
見直しが必要な
の？**

ガ イドラインでは「主たる債務者および保証人」と「対象債権者」のそれぞれに次のような対応に努めるよう定めている。

主たる債務者が既存の保証契約の解除等の申入れを対象債権者に行う際は、以下の経営状況にあることが求められる。

- ①業務、経理、資産等に関し、法人と経営者の関係が明確に区分・分離されている
- ②財務状況および経営成績の改善を通じて返済能力の向上等による信用力が強化されている
- ③債権者に対し、財務状況に関する信頼性の高い情報が開示・説明されている

これは、主たる債務者が経営者保証を提供することなしに資金調

達することを希望する場合の経営状況に他ならない。

一方、対象債権者は、経営の改善が図られたこと等により、主たる債務者から既存の保証契約の解除等の申入れがあった場合は、以下の項目が充足しているかを確認し、経営状況、資金使途、回収可能性等を含めて経営者保証を解除する可能性等について検討する。

- ⑦法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
- ⑧法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない
- ⑨法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
- ⑩法人から適時適切に財務情報等が提供されている

④経営者等から十分な物的担保の提供がある

同様に、既存の保証契約の変更等の申入れがあった場合、前記①～④に即して検討を行い、経営者保証の見直し（保証金額や債権の適用範囲の変更等）が必要な場合は真摯かつ柔軟に対応する。

検討結果について主たる債務者に伝える際は、保証契約の必要性、解消された場合の保証契約の変更・解除見直しの可能性等について丁寧かつ具体的に説明する。

**金融機関には自発的な
見直しが求められる**

ガイドラインからは、既存の保証契約のすべてに見直しが必要というわけではなく、主たる債務者

POINT

- 既存の保証契約のすべてに見直しが必要というわけではなく、債務者の申入れに対して債権者が状況を確認し検討を行う
- 中小企業金融の円滑化と経済活性化のために、金融機関には自発的な見直しが求められる

および保証人の申入れが起点となり、前述①～③の前提条件で解除等の見直しの検討を行うとも読み取れる。

しかしながら、適切な融資慣行の確立による中小企業金融の円滑化と日本経済の活性化というガイドラインの目的を鑑みると、金融機関には積極的な取り組みが求められているといえる。

したがって、金融機関としては既存先の実態把握に努め、適切な保証契約の見直しの検討については債務者からの申入れを待つのではなく、自発的に取り組むべきである。

業・小規模事業者等の代表者を指すが、ガイドラインにおいてはその他、以下のような者も含まれると示している。

- ① 実質的な経営権を有している者
- ② 営業許可名義人
- ③ 経営者と共に事業に従事する当該経営者の配偶者
- ④ 経営者の健康上の理由のため保証人となる事業承継予定者等

④について、「経営者の健康上の理由のため」としているのは、金融機関においては、経営者以外の第三者保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立が求められており、やむを得ず事業承継予定者に保証の提供を求める場合も、現経営者の健康上の理由という特別の事情を要件としているからである。

金融機関においてはこれまで、事業承継予定者の経営参画意識の醸成や経営規律付けによるガバナンス強化等を目的として保証人追加が行われてきた面があったが、そのような意図での保証は求めないという考え方に基づいているといえる。